

まちひとしごと

Vol. 22

倶知安ひまわり基金法律事務所

弁護士 渡邊 恵介 さん

信頼関係を大切に この町で新たなチャレンジを



弁

護士の渡邊恵介さんは、平成26年1月から、倶知安ひまわり基金法律事務所の所長を務めている。

ひまわり基金法律事務所は、日本弁護士連合会の支援を受け、弁護士不在地域に設置された法律事務所のことをいう。倶知安ひまわり基金法律事務所は平成17年に開設され、これまでに渡邊さんを含めて4人の弁護士が所長を務めた。

香川県に生まれた渡邊さんは、高校卒業までを地元で過ごした。将来は弁護士に、と考え始めたのは高校3年生の頃。そのころ、熊本地震が、ハンセン病患者の方の強制隔離政策を違憲とする判決を出したことをニュースで知り、法律を扱う仕事を興味を持った。

に興味を持った。

その後広島県の大学、札幌市の法科大学院を修了し、司法試験を経た後、目標であった弁護士となった。

渡邊さんは、札幌の法律事務所に2年間勤務した後、より必要とされている場所で仕事がしたいと考え、倶知安のひまわり基金法律事務所に赴任する。

「平成26年に初めてこの町を訪れたのは1月の中旬でした。雪が多く降る日で、車での移動の最中、本当に到着するのだろうか、不安になったことを今でも覚えています」その大雪の日から、この町での暮らしは5年目を迎えた。

ひまわり基金法律事務所での弁護士の任期は2〜3年間で、最長6年まで延長することができるという。

「この地域に赴任して、さまざまな法的な問題があることが分かりました。高齢社会を迎え、高齢者の方の財産管理に関する問題が増えていく印象です。また、農地をはじめとする土地の紛争、賃貸借や雇用の問題、相続、離婚、刑事事件など、都会と同じか、もしかしたら都会よりも多種多様な紛争があります。それらの紛争解決や、紛争の予防を依頼者の方と共に図っていくことが私の役割です」

渡邊さんは、通常3年の任期を2回延長し、その中でこの地域への定着の道を探ってきたという。

「成年後見などの高齢者の方の問題を通じて、山麓地域の行政や社会福祉協議会の方との関係が深まってきました。また、地域のイベントに参加することを通じて地域を知り、皆さんに親しみやすい弁護士を目指してきました」

弁護士の仕事は依頼者の方との信頼関係が重要だと渡邊さんは話す。

「短い任期で弁護士が交代してしまうと、新たに赴任する弁護士は、地域の方々との関係を改めて築いていかなくてはなりません。それは決して地域のためになりません。これまで培った関係を深めていくとともに、より一層信頼していただくために、私はこの町で弁護士を続けていくことを決意しました」

渡邊さんは、倶知安町で定着し、8月にも、現在の事務所名を変更する予定とのこと。

「今後は、学校などで法教育の授業をしてみたいです」

柔らかな笑顔で話す渡邊さん。休日、地域の方とロードバイクを楽しんでいるとのこと。この町での定着を決め、今後ますます私たちがとって親しみやすい弁護士さんになっていくのだろう。

※まちひとしごとは不定期連載です